

令和3年度

都市局関係予算決定概要

令和2年12月

国土交通省都市局

目次

I. 令和3年度 都市局関係予算 総括表	1
II. 令和3年度 都市局関係予算の基本方針	4
III. 令和3年度 都市局関係予算 主要事項	5
1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進	5
2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出	7
3. スマートシティの社会実装の加速	9
4. 都市の国際競争力の強化	10
5. 都市分野の海外展開の推進	11
6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興	12
IV. 令和3年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等	13
1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進	
(1) 防災指針による立地適正化計画の強化	13
(2) 災害ハザードエリアからの移転の促進	14
(3) 都市機能の安全性の強化	15
(4) 水災害による被害軽減に向けた取組の強化	16
(5) 宅地の安全性の確認・向上に向けた取組の強化	17
(6) 防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化	18
(7) 公園の老朽化・バリアフリー化対策	19
(8) 避難場所の機能強化や防災対策	20
2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出	
(1) 新しいまちづくりのモデル都市の選定と集中支援	21
(2) 官民連携によるウォークアブル空間の形成	22
(3) ゆとりある駅まち空間の再構築	23
(4) 公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実	24
(5) コンパクトでゆとりある再開発の推進	25
(6) 職住近接・一体の生活圏の形成等	26
(7) 柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりの推進	27
3. スマートシティの社会実装の加速	
(1) スマートシティモデルプロジェクトの深化	29
(2) まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進	30
4. 都市の国際競争力の強化	
(1) 経済成長を牽引する都市の基盤整備の推進	31
(2) 優良な民間都市開発事業の推進	32
5. 都市分野の海外展開の推進	
(1) 都市開発の海外展開の推進	33
(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の促進	34
6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興	
(1) 首里城の復元に向けた取組	35
(2) 自然災害からの復旧・復興	36
V. 令和3年度 都市局関係 税制改正概要	37

I. 令和3年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和3年度 都市局関係予算 国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和3年度 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)
国 営 公 園 等	29,045	29,045	1.00
うち 国 営 公 園 等 整 備	8,917	8,895	1.00
うち 国 営 公 園 等 維 持 管 理	14,972	14,972	1.00
市 街 地 整 備	93,732	93,732	1.00
住 宅 対 策	709	709	1.00
一般公共事業計	123,486	123,486	1.00
災 害 復 旧 等	406	406	1.00
公共事業関係計	123,892	123,892	1.00
行 政 経 費	2,274	2,323	0.98
合 計	126,166	126,215	1.00

- 本表のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある。
 - ・社会資本整備総合交付金（全体額） 631,128百万円
 - ・防災・安全交付金（全体額） 853,984百万円
- 本表のほか、道路事業全体額 20,655億円の内数として街路事業がある。
※このほか、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて街路整備に充てることができる。
- 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。
 - ・国営追悼・祈念施設整備事業 354百万円
- 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。
 - ・政府保証債（財政投融资） 35,000百万円
 - ・政府保証借入 10,000百万円
- 計数は整理の結果、異動を生ずる場合がある。

(2) 令和3年度 都市局関係予算 主要事項 (国費)

(単位: 百万円)

事 項	令和3年度 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)
国営公園等	29,045	29,045	1.00
国営公園等整備	8,917	8,895	1.00
国営公園等維持管理	14,972	14,972	1.00
都市公園防災事業	2,737	2,737	1.00
市街地整備	93,732	93,732	1.00
都市構造再編集中支援事業	70,000	70,000	1.00
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	245	100	2.45
地下街防災推進事業	350	350	1.00
まちなかウォークアブル推進事業	200	150	1.33
都市・地域交通戦略推進事業	900	692	1.30
まちなか公共空間等活用支援事業	61	57	1.07
まちづくりファンド支援事業	450	415	1.08
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,000	1,900	1.05
国際競争拠点都市整備事業	12,820	12,754	1.01
住宅対策	709	709	1.00
密集市街地総合防災事業	674	674	1.00
一般公共事業計	123,486	123,486	1.00
災害復旧等	406	406	1.00
公共事業関係計	123,892	123,892	1.00
行政経費	2,274	2,323	0.98
コンパクトシティ形成支援事業	500	500	1.00
防災集団移転促進事業	45	45	1.00
官民連携まちなか再生推進事業	510	500	1.02
テレワークによる地域活性化等効果検証調査	10	0	皆増
スマートシティ実証調査	220	200	1.10
まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査	60	25	2.40
都市開発海外展開支援事業	65	60	1.08
都市開発の海外展開に向けた調査	148	148	1.00
アルメーレ国際園芸博覧会出展調査	10	0	皆増
横浜国際園芸博覧会検討調査	36	0	皆増
海外日本庭園保全再生方策検討調査	38	45	0.85
復興事前準備主流化検討調査	10	0	皆増
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00
合 計	126,166	126,215	1.00

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は整理の結果、異動を生ずる場合がある。

(参考) 令和2年度 都市局関係 第3次補正予算総括表 (国費)

(単位: 百万円)

事 項	補正予算額
I. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	14,242
1. デジタル改革・グリーン社会の実現	300
・ スマートシティの推進によるまちづくりのデジタル化やスマートシティの海外展開の推進	300
3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現	13,942
・ 新たな働き方・住まい方を支えるテレワーク拠点等の整備に対する支援	2,771
・ 経済成長の基盤となる都市インフラの整備	8,643
・ 都市公園等による地域活性化	2,528
・ 都市再生、民間都市開発投資の促進 (財政投融資)	—
・ 地方における地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現 (社会資本整備総合交付金等)	19,093 の内数
II. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	12,069
1. 防災・減災、国土強靱化の推進	5,905
・ 官庁施設や国営公園等の耐災害性強化	3,495
・ 河川・ダム、道路、鉄道、港湾等の重要インフラに係る老朽化対策	2,410
・ 地域における防災・減災、国土強靱化の推進 (防災・安全交付金等)	492,508 の内数
2. 自然災害からの復旧・復興の加速	6,164
・ 河川、道路、鉄道等のインフラの災害復旧事業等	6,164
合 計	26,311

1. 本表は、「令和2年度国土交通省関係第3次補正予算の概要」の都市局関係を抜粋したものである。
2. 本表のI.3.都市再生、民間都市開発投資の促進は、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業である。
・政府保証債 (財政投融資) 2,000百万円
3. 本表のほか、国庫債務負担行為 (ゼロ国債) として、国営公園等事業 747百万円がある。

Ⅱ. 令和3年度 都市局関係予算の基本方針

激甚化・頻発化する自然災害への対応や、人口減少・高齢化のもとで持続可能で魅力あるまちづくりが喫緊の課題である。

こうした認識のもと、令和2年6月に都市再生特別措置法等を改正し、「防災指針」による防災・減災まちづくりや「まちなかウォーカブル区域」における「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの取組など、新たな制度を創設したところ。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、これまでのコンパクト・プラス・ネットワークや都市再生などの都市政策を発展させ、ポストコロナ時代を見据えた新しいまちづくりに取り組む必要がある。

これらを踏まえ、法律・予算・税制・金融支援などの関連諸制度を総動員して、安全でゆとりとにぎわいある都市の実現を強力に推進する。

防災・減災まちづくりの推進

防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

- 災害ハザードエリアからの移転促進
- 居住エリアの安全性の強化
- 安全・安心な避難場所の確保

首里城復元や自然災害からの復旧・復興

- 火災により焼失した首里城の復元
- 令和2年7月豪雨等からの復旧・復興

ポストコロナ時代を見据えた コンパクト・プラス・ネットワーク、都市再生等の推進

コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

- 官民連携によるウォーカブル空間の形成
- 公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実
- 職住近接・一体の生活圏の形成

スマートシティの社会実装の加速

- スマートシティモデルプロジェクトの深化

都市の国際競争力の強化

都市分野の海外展開の推進

Ⅲ. 令和3年度 都市局関係予算 主要事項

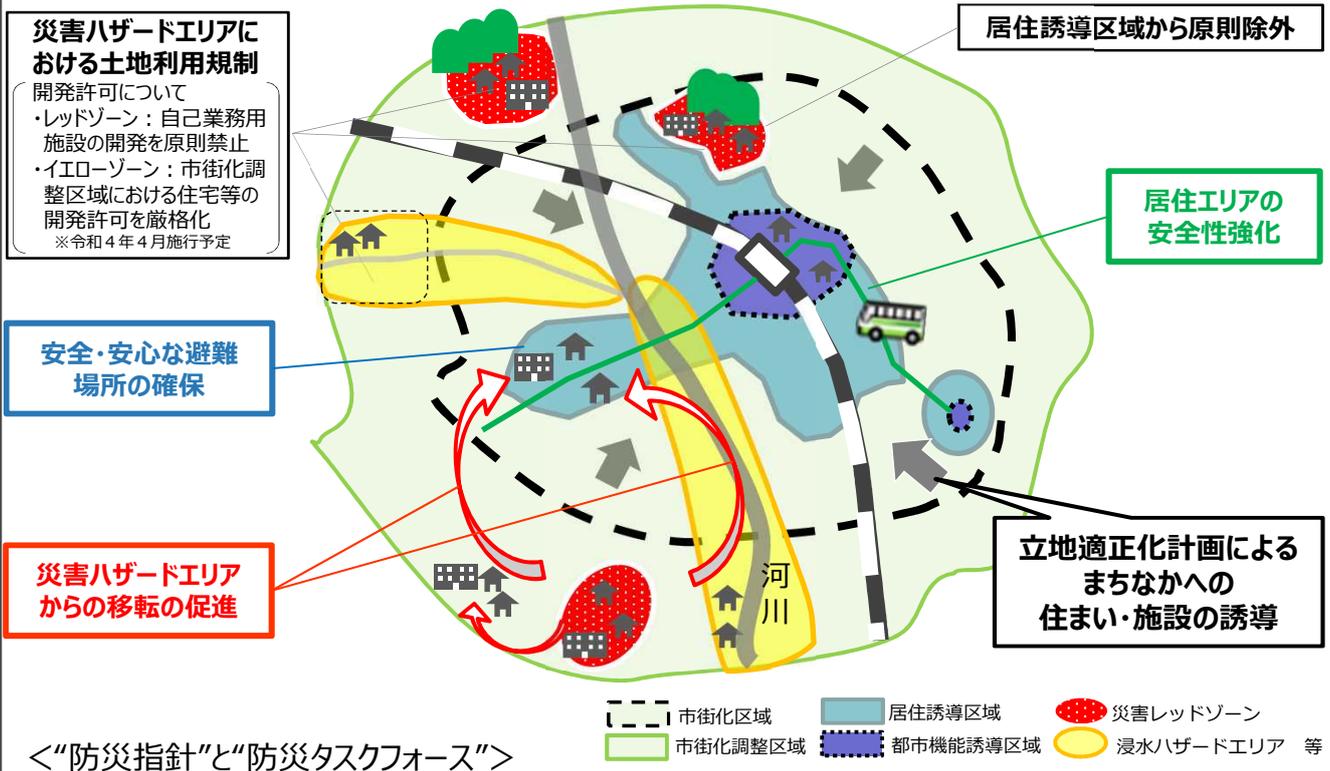
1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

安全でコンパクトなまちづくりに向けて、「流域治水」の考え方等も踏まえながら、立地適正化計画の居住誘導区域等における防災・減災対策を定める「防災指針」等に基づき、災害ハザードエリアからの移転や居住エリアの安全性強化、避難場所の確保等を総合的に推進する。

施策の概要 「防災指針」を軸とした事前防災対策の推進

- コンパクトなまちづくりに向け、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」により、まちなかへ住まいや都市機能を誘導
 - 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、まちづくり行政としても河川の流域のあらゆる関係者と協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」を推進することが重要
- まちづくりにおける防災・減災を主流化するため、立地適正化計画に都市の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」制度に基づき、居住の安全の確保と災害ハザードエリアから安全なまちなかへの移転・誘導を推進

誘導・規制等を総動員し、**災害が起きてからではなく、起きる前の「事前防災」のまちづくりへ**



<“防災指針”と“防災タスクフォース”>

居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の策定

防災まちづくりの将来像・目標等
(都市の災害リスクの「見える化」等を実施した上で設定)

災害リスクを可能な限り回避・低減する
ハード・ソフト両面の防災・減災対策

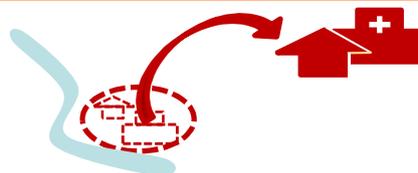
市町村における防災指針の作成や防災指針に基づく防災・減災施策の推進に対する省庁横断・ワンストップの相談体制

「防災タスクフォース」を設置

<総合的に推進する防災・減災施策>

災害ハザードエリアからの移転

医療、福祉、子育て支援施設等の災害ハザードエリアから安全なまちなかへの移転の促進を図る。



- 防災指針に基づく医療・福祉施設等の災害ハザードエリアからの移転について支援要件を緩和



病院

老人デイサービスセンター

子育て支援施設

都市構造再編集中支援事業

- 防災移転計画や防災集団移転促進事業を積極的に活用



防災集団移転促進事業

居住エリアの安全性強化

まちなかの宅地や医療・福祉施設等の防災対策、土地の嵩上げ、浸水対策により居住エリアの安全性を強化する。



- 医療・福祉施設等の防災対策への支援上限額の引き上げ等



都市構造再編集中支援事業
市街地再開発事業等

- 浸水した被災地や危険な宅地の嵩上げなどを重点的に支援



都市再生区画整理事業
宅地耐震化推進事業

- 流域治水等に対応したグリーンインフラへの支援を強化



グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

安全・安心な避難場所の確保

多様な災害に対応した安全・安心な避難地等となる公園・広場の整備・老朽化対策、避難場所の整備・機能強化等を行う。



- 防災指針に基づく風水害時の避難地等となる防災公園の整備について要件緩和



国営公園等事業
都市公園防災事業 都市公園・緑地等事業

- 安全・安心な避難を実現するため、避難路や避難場所の機能強化、一定期間避難生活が可能な拠点の形成等を支援



避難生活を支える施設の整備
イメージ
都市安全確保拠点整備事業



仕切り壁の設置等による適切な避難空間の確保

都市防災総合推進事業



地下街防災推進事業

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

都市・居住機能が集積するまちなかにおいて、既存ストックの改変による「居心地が良く歩きたくなる」空間（ウォーカブル空間）を形成し、官民によるゆとりとにぎわいの創出に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、オープンスペースの充実や、職住近接のニーズの高まりにも対応したまちづくりを推進する。

施策の概要



まちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）

※歩ける範囲のエリア（概ね1km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地よい

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

都市再生整備計画区域

※まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備を図る区域

コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブルなまちのイメージ



①官民連携によるウォーカブル空間の形成

官民連携による既存ストックを最大限活用した修復・利活用等により、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進する。



②公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、貴重な屋外空間として価値が再認識された公園、広場、緑地等のオープンスペースの充実を図るとともに、柔軟かつ多様な活用を推進する。



③職住近接・一体の生活圏の形成

大都市の職住近接拠点や地方都市の中心市街地の生活圏等において、柔軟な働き方と暮らしやすさを備えた職住近接・一体となった生活圏の形成を推進する。



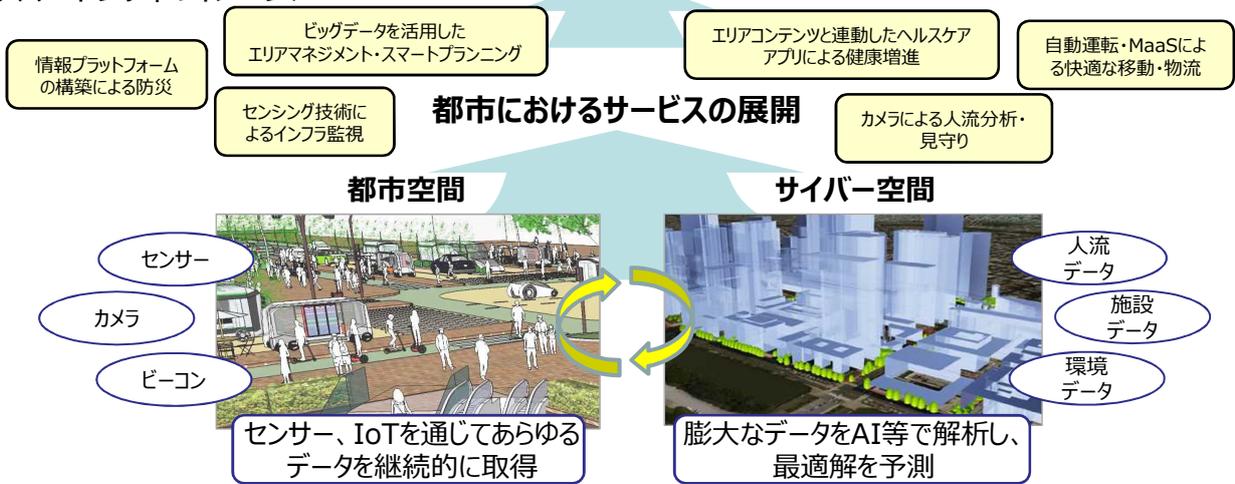
3. スマートシティの社会実装の加速

先端的技術や官民データの活用により都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図ることで都市生活の質や都市活動の利便性向上を目指す「スマートシティ」の社会実装の加速に向けて、モデルプロジェクトを支援するとともに、スーパーシティの取組も支援する。また、基盤となる3D都市モデルの構築等まちづくりのデジタルトランスフォーメーションを推進する。

施策の概要

都市生活の質や都市活動の利便性向上

<スマートシティのイメージ>



国土交通省都市局の主な取組

- ① 牽引役となるモデル事例の構築と全国への普及促進
- ② スマートシティの基盤となる3D都市モデルの構築支援
- ③ センシング技術の都市インフラへの実装支援

【スマートシティ実証調査 まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査 等】

政府一丸となったスマートシティの推進体制

○関係府省連携による施策推進体制

内閣府
全体総括
スマートシティの設計図(アーキテクチャ)の構築

モデル事例の構築と全国への横展開

国土省
都市インフラに関連し、複数分野に跨るモデルプロジェクト

総務省
データ利活用基盤を整備し複数分野に跨るモデルプロジェクト

国土省・経産省
新たなモビリティサービスのモデルプロジェクト

産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

会員（事業実施団体）545団体

企業等 364団体

大学・研究機関 47団体

地方公共団体 134団体

会員（関係府省）11団体

事務局 内閣府 総務省 経済産業省 国土交通省

会員（経済団体等）2団体

(令和2年11月末時点)

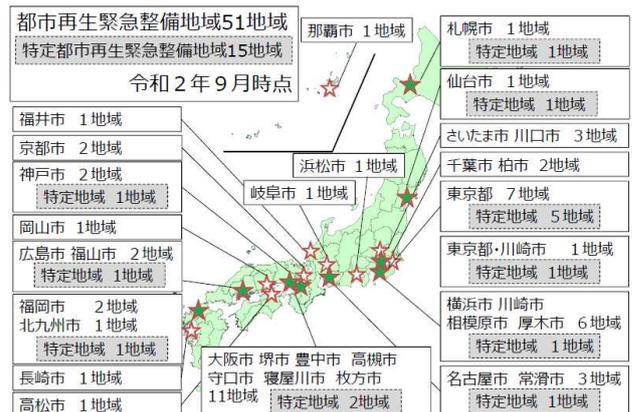
- ① 事業支援
- ② 分科会
- ③ マッチング支援
- ④ 普及促進活動

4. 都市の国際競争力の強化

国際的な都市間競争が激しさを増す中、今後も我が国経済の牽引役として期待される国際競争拠点都市において、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてニーズが高まるゆとりある空間の確保等によって海外からの人材・企業・投資を惹きつける磁力と国際競争力を高めるため、拠点における重要インフラ整備への支援や、大臣認定制度による民間投資の促進等を行う。

施策の概要

グローバルな都市間競争が激化し、アジアの諸都市が追い上げる中、拠点都市は、海外からの人材・企業・投資を惹きつけ日本経済全体の経済発展に寄与し、地方では、地域の核となるビジネス・生活拠点を形成し、地域全体に波及効果をもたらすことが求められている。



① 都市拠点におけるインフラ整備等の推進

◆ 国際競争拠点都市整備事業

都市機能が集積する中枢拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラの整備や市街地開発事業等を重点的かつ集中的に支援し、民間投資を促進。

支援内容

- ① 道路の新設又は改築
 - ② 鉄道施設の建設又は改良
 - ③ バスターミナルの整備
 - ④ 鉄道駅周辺施設の整備
 - ⑤ 市街地再開発事業
 - ⑥ 土地区画整理事業
 - ⑦ BRTの整備
 - ⑧ ①～⑦と一体的に整備する情報化基盤施設の整備
- 対象地域：特定都市再生緊急整備地域

② 民間事業者による都市再生事業の推進

◆ 国土交通大臣認定制度

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業(大臣認定事業)に対し、金融・税制支援を行うことにより、民間の都市開発事業を推進。

支援内容

- 金融支援
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
- 税制支援
・法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

<事例> 渋谷駅周辺地域

民間投資の促進

大臣認定制度の活用

基盤整備

土地区画整理事業
鉄道駅周辺施設の整備 等



この他、品川駅・田町駅周辺、虎ノ門周辺、大阪駅周辺等においてインフラ整備や民間投資を促進。

5. 都市分野の海外展開の推進

都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図るとともに、我が国の都市の魅力・文化や先進的技術等を発信し、対日理解の促進やインバウンド拡大を図る。

施策の概要

① 都市開発の海外展開

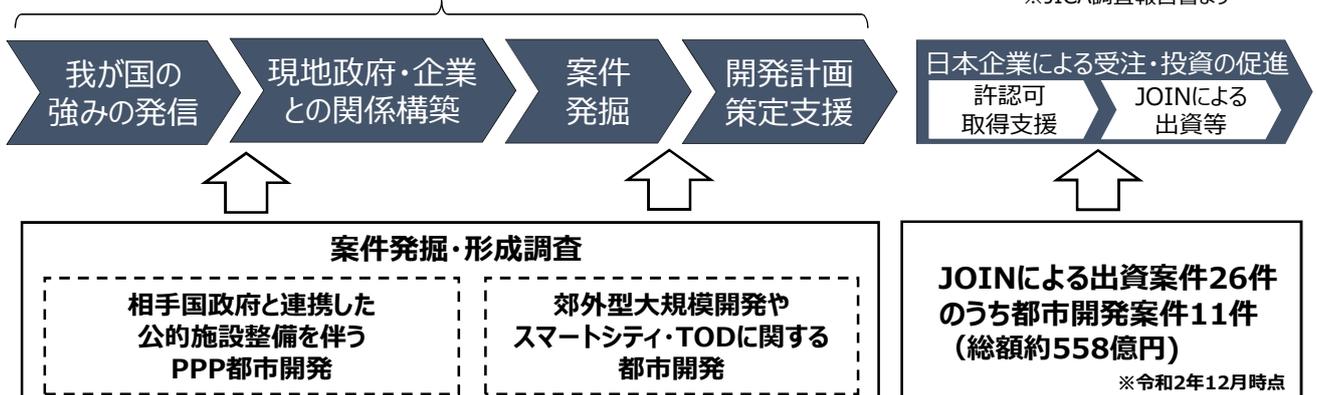
大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に対応し、都市開発の海外展開を推進

【都市開発海外展開支援事業 調査費】



URが支援するスマートシティ開発
（タイ バンスー駅周辺都市開発 イメージ図）
※JICA調査報告書より

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化



② 我が国の発信力の強化

アルメーレ国際園芸博覧会

農林水産省と連携して出展を行い、日本の造園緑化技術・文化の対外発信、海外展開の方策を検討 【調査費】

【名称】Floriade Expo 2022

【テーマ】Growing Green Cities

【開催期間】2022年4月14日～10月9日



横浜国際園芸博覧会

2027年に横浜市で開催を予定している国際園芸博覧会について、博覧会国際事務局（BIE）認定に必要な検討等を実施 【調査費】

【テーマ】幸せを創る明日の風景

【開催期間】2027年3月～9月

【開催場所】旧上瀬谷通信施設

海外日本庭園再生プロジェクト

荒廃した海外日本庭園の修復支援により、インバウンド拡大や対日理解を促進し、造園緑化技術や文化の対外発信を実施 【調査費】

6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和8年の正殿の復元に向けて、令和4年の本体工事着工のために必要な取組を進める。

また、近年の大規模災害からの復旧・復興のため、被災直後の災害復旧から、復興まちづくり計画の策定、必要なインフラ整備等を強力に推進する。

施策の概要

① 首里城の復元に向けた取組

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、令和4年の本体工事着工、令和8年の復元に向けた取組を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

- 木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損含む）



現在の首里城の様子（R2.11撮影）

- 復元過程の公開の取組

【国営公園等事業】

令和2年6月12日から、首里城正殿地下遺構等の一般公開を開始する等、復元工事の様子を公開



正殿地下遺構等の一般公開

大龍柱補修作業の公開

② 自然災害からの復旧・復興の取組

大規模災害の被災地の早期復旧・復興を着実に推進するため、被災した直後に発生する堆積土砂等の撤去や被災宅地の復旧から、再建に向けた復興まちづくり計画の策定や事業実施まで、幅広く強力に支援する。

令和2年7月豪雨等への対応

- まちなかに堆積した大量の土砂等の撤去
環境省等との連携により、家屋内を含む宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂等の迅速な撤去を実施

【都市災害復旧事業】



宅地の土砂撤去（熊本県八代市坂本町）

東日本大震災の復興まちづくりへの支援

- 地震津波被災地域のまちづくりの基盤となる宅地造成は、令和2年度完了予定
- 福島県の避難解除区域等において、引き続き生活拠点等の整備を促進
- 被災地に整備される復興祈念公園内の国営追悼・祈念施設（岩手県、宮城県、福島県）の整備・維持管理を実施 【国営追悼・祈念施設整備事業 等】



国営追悼・祈念施設（岩手県陸前高田市）

IV. 令和3年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(1) 防災指針による立地適正化計画の強化

コンパクトシティ形成支援事業 補助 **5.0億円(1.00倍)**

激甚化・頻発化する自然災害への対応として、「流域治水」の考え方等も踏まえながら、災害リスクを勘案した防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要である。

このため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には、防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることを推進する。

コンパクトシティ形成支援事業

○コンパクトシティの推進

住民の生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化を推進するため、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の作成を支援。

立地適正化計画区域（＝都市計画区域）

○居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

○都市機能誘導区域

生活サービスを増進するエリアと当該エリアに誘導する施設（医療・福祉・商業等）を設定

○コンパクトシティの取組における防災の主流化

居住の安全の確保などの防災・減災対策を推進するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成を支援。

防災指針

浸水被害などの都市の災害リスクの分析を行い、必要な防災・減災対策を位置づける。

○防災指針に基づくハード・ソフトの取組

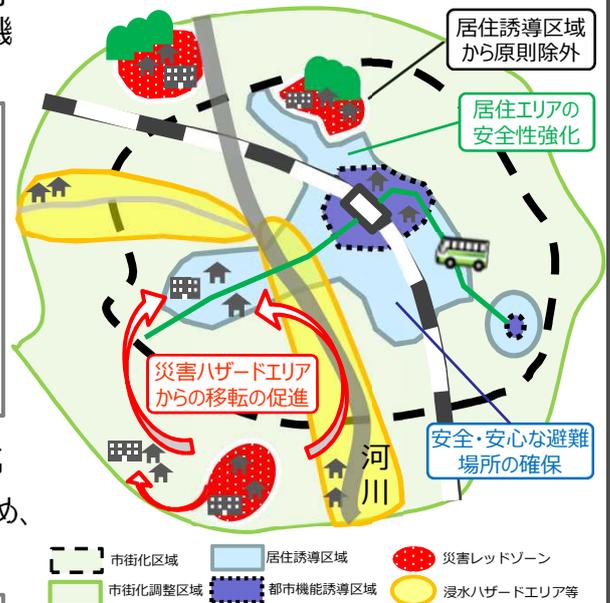
- ・開発規制や立地誘導等の土地利用方策
- ・移転の促進
- ・土地や家屋の嵩上げ
- ・交通ネットワーク等の機能強化
- ・避難路、避難場所の整備
- ・防災まちづくり活動への支援 等



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



市街化区域 市街化調整区域 居住誘導区域 都市機能誘導区域 災害レッドゾーン 浸水ハザードエリア等

<立地適正化計画の作成状況>



※令和2年7月末時点 意向調査より

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

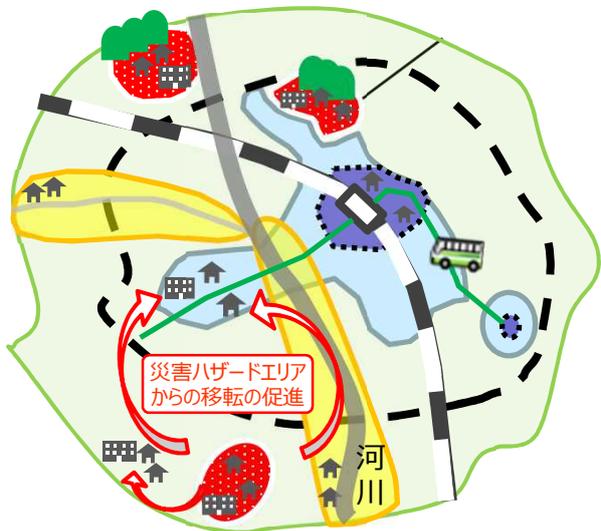
(2) 災害ハザードエリアからの移転の促進

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**
防災集団移転促進事業 補助 **0.4億円(1.00倍)**

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

- 立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件「同種施設 1 都市 1 施設まで」を撤廃。



- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- ＜災害ハザードエリア＞
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア 等



病院



老人デイサービスセンター

災害ハザードエリアから誘導施設を移転

- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
 - ・医療施設（病院、診療所等）
 - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
 - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
 - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）



子育て支援施設

防災集団移転促進事業

- 災害ハザードエリアからの移転を強力に支援するため、防災集団移転促進事業を積極的に活用。

移転イメージ



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(3) 都市機能の安全性の強化

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**

都市安全確保拠点整備事業 防交安 **8,540億円の内数**

※令和2年度第3次補正予算 都市構造再編集中支援事業 補助 3.2億円

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、都市機能の安全性の強化等の防災まちづくりの推進の観点から、市町村等による都市機能の防災力強化の取組等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

- ① 医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策が必要な場合、防災指針に位置付けられた事業に限り、誘導施設の補助対象事業費の上限額「2.1億円」を「3.0億円」に引き上げ。

【誘導施設における防災対策のイメージ】



- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
 - ・医療施設（病院、診療所等）
 - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
 - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
 - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）

- ② 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設へ電気を供給する分散型エネルギーシステム※の整備へ支援。

【分散型エネルギーシステムのイメージ】

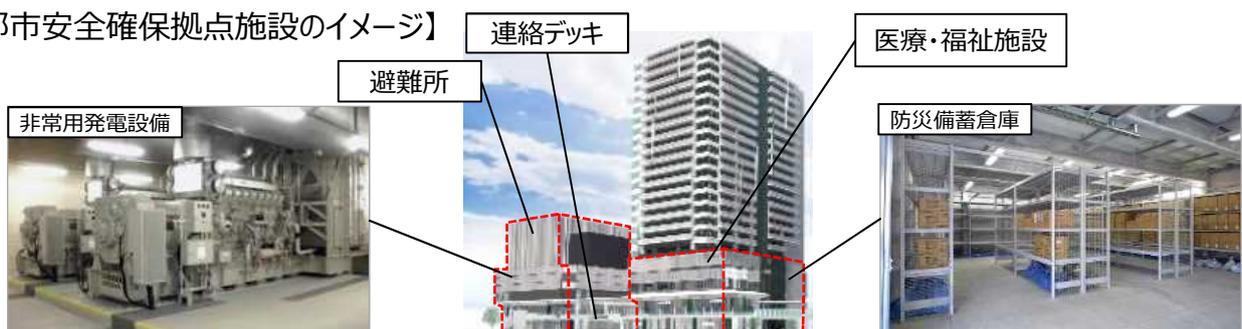


※分散型エネルギーとは、従来の大規模・集中型エネルギーに対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。システムとはCGS（コージェネレーションシステム）や自営線等を指す。
 ※CGSについては整備に要する費用の2分の1に相当する額を補助対象事業費とする。

都市安全確保拠点整備事業

- 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における、居住者・滞在者等の安全を確保するために必要な施設の整備に対する支援制度を創設。

【都市安全確保拠点施設のイメージ】



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(4) 水災害による被害軽減に向けた取組の強化

都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等 防災交 **8,540億円の内数**

※令和2年度第3次補正予算 都市再生区画整理事業 防災交 4,246億円の内数

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、既成市街地における浸水被害防止・低減のために実施する防災対策を推進する。

都市再生区画整理事業

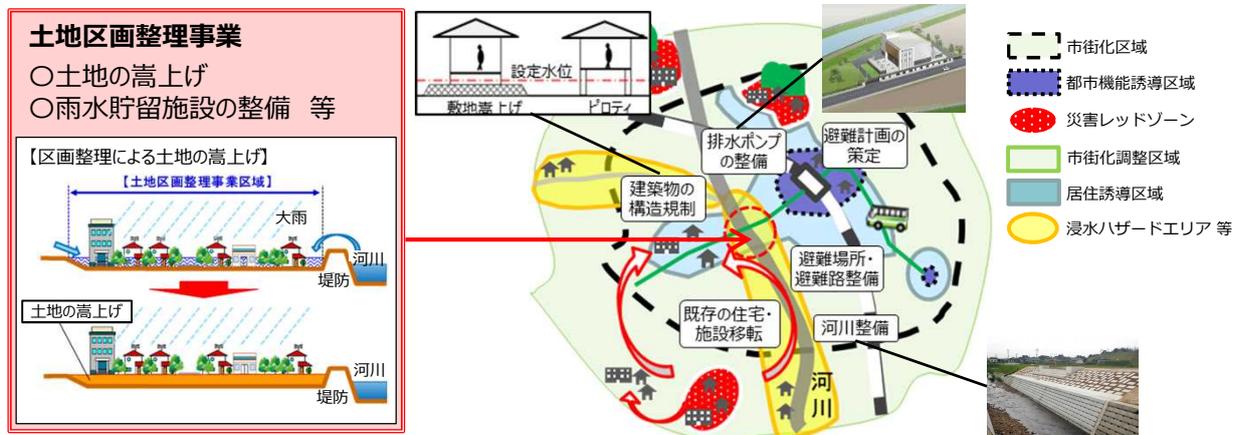
- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充の概要

防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

- ① 都市再生区画整理事業の**重点地区の対象に追加**し、国費率を1/2に高上げ
- ② 事業化促進のための事業実施前の**公共施設充当用地の取得等への支援**（緊急防災空地整備事業）を**拡充**

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】



都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等

- 地区レベルの防災・減災対策を推進するために、地区計画に位置づけられた地区施設に対する支援を拡充する。

都市再生区画整理事業 拡充の概要

土地区画整理事業において整備する雨水貯留施設等の浸水対策施設に対する支援を拡充



【施設のイメージ】

市街地再開発事業等 拡充の概要

市街地再開発事業等において整備する避難地等に対する支援を拡充



【避難地のイメージ】

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(5) 宅地の安全性の確認・向上に向けた取組の強化

宅地耐震化推進事業 防交交 **8,540億円の内数**

大規模地震による盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、地盤調査等の宅地の安全性把握のための取組をさらに加速化する。

また、激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、浸水した宅地等の高上げを支援対象に追加し、再度災害の防止を図る。

宅地の安全性確認・把握

大規模盛土造成地マップ等に基づき、各地区で地盤調査や安定計算を実施し、安全性を把握するための支援を強化。

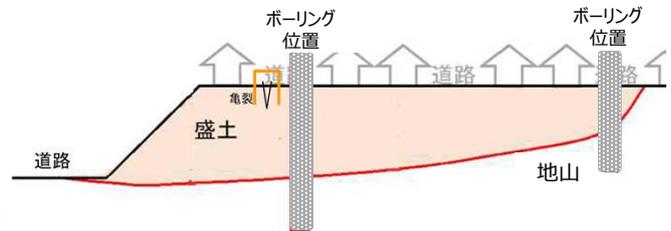
交付対象:地方公共団体

国費率: 1/3⇒1/2【令和2年度まで】

➡ **1/2 (令和4年度まで延長)**

▶ 地盤調査等により、事前対策が必要であると判定された場合は事前対策工事を実施

<大規模盛土造成地の地盤調査の例>



造成宅地の斜面の安全性確認等

造成宅地の切土斜面の安全性を確認するための調査等を支援対象に追加。

交付対象:地方公共団体

国費率: 1/3⇒1/2【令和4年度まで】



宅地擁壁等の危険度調査等



切土斜面の危険度調査等

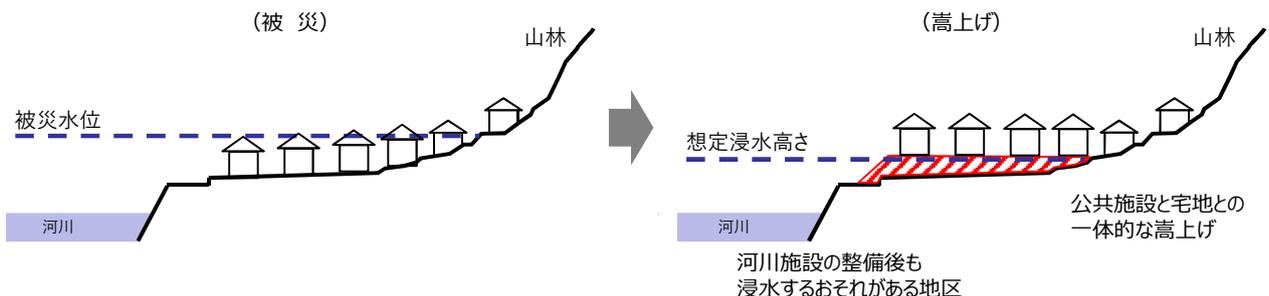
浸水被災地での宅地等の高上げ

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地等の高上げを支援対象に追加。

交付対象:地方公共団体

国費率: 1/2

<高上げによる地区の安全性確保 (イメージ) >



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(6) 防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化

国営公園等事業 直轄 **238.9億円(1.00倍)**
 都市公園防災事業 補助 **27.4億円(1.00倍)**
 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助 **2.5億円(2.45倍)**
 都市公園・緑地等事業 社総交 **6,311億円の内数**
 防安交 **8,540億円の内数**

※令和2年度第3次補正予算 国営公園等事業 直轄 31.3億円
 都市公園・緑地等事業 防安交 4,246億円の内数

地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により、公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。

多様な災害に対応した防災公園の整備

- 激甚化・頻発化し全国どこでも発生のある恐れがある災害に対し、安全・安心な生活を守るため、防災指針に基づき、地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園を整備。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、都市公園防災事業)

- 指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、**立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組む都市(人口5万人以上の都市に限る)を対象都市に追加**
- **防災指針等において風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた防災公園の整備について、面積要件等を緩和し支援**
(一次避難地となる都市公園について、1ha以上を対象)

■ 地震に比べ、風水害に対応した防災公園の割合は少ない



■ 地震のみに対応
 ■ 地震と風水害の両方に対応
 ■ 風水害のみに対応
 ■ その他

■ 風水害に対応した防災公園の整備イメージ

穂保高台避難公園 (長野市)
 千曲川氾濫時 (R1.10) には公園内の高台広場が避難地として機能



グリーンインフラによる防災・減災対策

- 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組を強化。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

支援要件	防災・減災推進型 (下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組であること (通常型と異なり、計画内容を限定)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の整備 公共施設施設の緑化 民間建築物の緑化 市民農園の整備 緑化施設の整備 既存緑地の保全利用施設 (雨水貯留機能を高める施設を含む) の整備 (補助対象追加) 整備効果の検証 グリーンインフラに関する計画策定

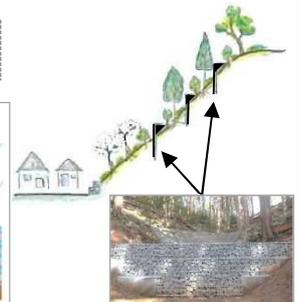
■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(7) 公園の老朽化・バリアフリー化対策

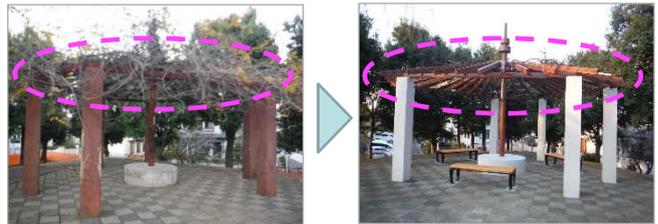
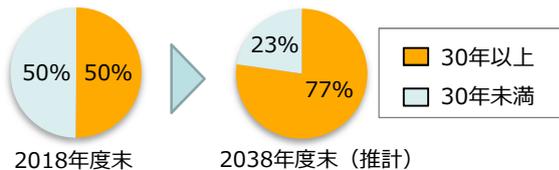
国営公園等事業 直轄 **238.9億円(1.00倍)**
 都市公園・緑地等事業 社総交 **6,311億円の内数**
 防安交 **8,540億円の内数**
※令和2年度第3次補正予算 国営公園等事業 直轄 24.1億円
 都市公園・緑地等事業 防安交 4,246億円の内数

公園施設の長寿命化対策として、老朽化の著しい公園施設の改修等を緊急的に実施し、予防保全型管理への移行を推進する。また、バリアフリー法に基づく基本方針の改正を踏まえ、集中的かつ重点的に公園施設のバリアフリー化対策を推進する。

都市公園の老朽化対策

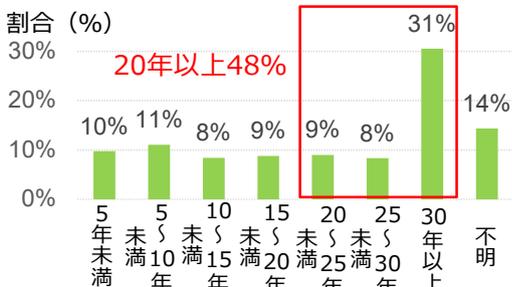
- 都市公園の老朽化が進む中、公園利用者の安全・安心の確保や効率的な維持管理を進めるため、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を重点的に支援し、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る予防保全型管理への移行を推進する。

【都市公園等の設置経過年数（2018年度末）】

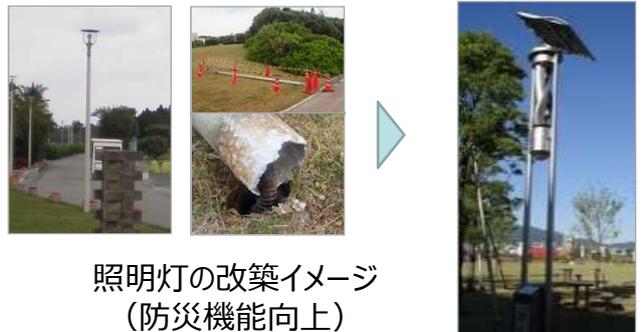


老朽化したパーゴラの梁等の交換

【公園施設（遊具）の老朽化（2016年度末）】



遊具については設置から20年以上経過したものが約5割と、多くが標準使用期間※を超過
※鉄製：概ね15年、木製：概ね10年



照明灯の改築イメージ
 （防災機能向上）

都市公園のバリアフリー化対策

- 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のバリアフリー化事業について、バリアフリー法に基づく基本方針の次期目標の期間に合わせ、令和7年度まで延長する。
 これにより、都市公園のバリアフリー化を集中的かつ重点的に進め、施設の利便性や安全性の向上を図る。



車いす利用者等の移動に配慮し階段をスロープに改修



バリアフリー対応のトイレの整備

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(8) 避難場所の機能強化や防災対策

都市防災総合推進事業 防安交 **8,540億円の内数**
地下街防災推進事業 補助 **3.5億円(1.00倍)**

※令和2年度第3次補正予算 地下街防災推進事業 補助 0.5億円

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる感染症対応を含め、避難場所や帰宅困難者受け入れ施設となる地下街の機能強化や、防災対策を推進する。

都市防災総合推進事業

避難場所に対する感染症対策に資する機能強化等を支援対象化

○避難場所における取組み

- ・仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化 等



仕切り壁の設置



大規模換気設備

避難場所の整備・機能強化 (現行制度)

災害時の避難に不可欠な避難センター等の避難場所や避難路の整備、既存施設の機能強化を積極的に推進



既存施設(市営住宅)への避難階段設置



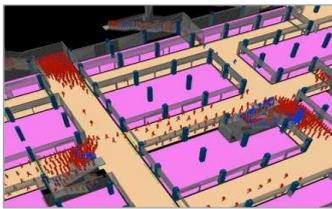
非常用発電設備・防災備蓄倉庫の整備

安全・安心な避難に必要な避難場所の整備の推進

地下街防災推進事業

感染症対策としての換気設備等を支援対象化

- ・避難時の密集状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修



避難時に想定される密集状態



地下街の換気設備口

事前防災対策の推進

- ・激甚化・頻発化する水害及び切迫する地震災害に対して事前防災・減災の取組を推進



天井板の耐震改修



避難誘導施設の整備

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

(1) 新しいまちづくりのモデル都市の選定と集中支援

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、骨太の方針2020において「新たな日常」の実現が掲げられ、多核連携型の国づくり、二地域居住、地方都市の活性化等が位置付けられたところ。

地方都市において、都市のコンパクト化を図りつつ、官民が連携してゆとりとにぎわいある都市空間の創出や地域の稼ぐ力の向上に取り組むまちづくりに対して集中的、重点的に支援を実施する。

新しいまちづくりのモデル都市へのパッケージ支援

①モデル都市選定の狙い

- 地方において、**コンパクトシティの取組**と、**ウォーカブルシティの創出**により都市の魅力の向上を図る取組を一体として実施することで、**「新たな日常」にも対応しつつ、都市構造の再構築と地域の稼ぐ力の向上**を実現するモデルとなる都市を選定する。

②選定要件

- **立地適正化計画**と**まちなかウォーカブル区域**を定めた都市再生整備計画を策定していること
- 官民連携のもと、**「新たな日常」下における地域の「稼ぐ力」の向上に向けたさらなる取組**（街路空間の活用、Park-PFI、空き地・空き家等の遊休ストックの活用、テレワーク拠点の整備、情報通信基盤設備の設置・データ活用等）を行っていること 等

③支援メニュー

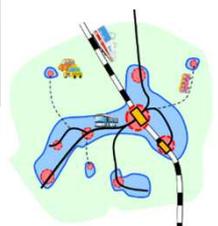
【ハード】 都市のコンパクト化、歩行空間整備、オープンスペース整備、地域交流拠点整備等
→都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、
都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 等

【ソフト】 公共空間を活用したイベント、プロモーション、デジタル技術を活用したサービス提供等
→官民連携まちなか再生推進事業、都市再生コーディネート等推進事業 等

ウォーカブルな
まちなかの創出



ゆとりとにぎわいある
都市空間の創出



都市のコンパクト化



公共空間の
利活用



テレワーク拠点の
整備

新たなまちづくりの取組に対して集中的・重点的に支援

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

(2) 官民連携によるウォーカブル空間の形成

まちなかウォーカブル推進事業	補助	2.0億円(1.33倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	9.0億円(1.30倍)
まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業	社総交	6,311億円の内数
官民連携まちなか再生推進事業	補助	5.1億円(1.02倍)
まちなか公共空間等活用支援事業	補助	0.6億円(1.07倍)

※令和2年度第3次補正予算 まちなかウォーカブル推進事業 社総交 1,157億円の内数

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として顕在化した、「まちの過密」を避ける観点から、官民連携による良質なオープンスペースやゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進する。

事業内容

○ 官民連携による取組を推進し、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成

まちなかウォーカブル推進事業

- ・水辺周辺のプロムナードや水上デッキの整備について支援を明確化

官民連携まちなか再生推進事業

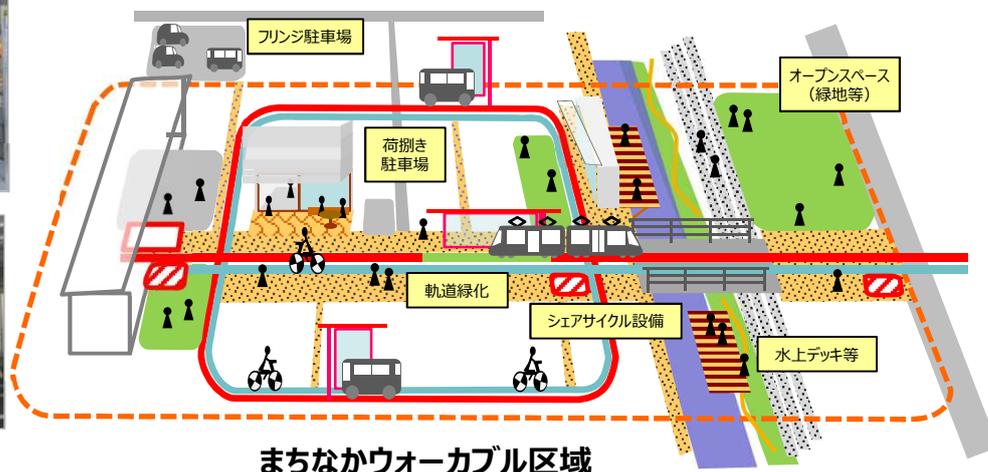
- ・エリアプラットフォーム構築、未来ビジョン等策定支援期間の延長（最大2年間⇒最大3年間）

都市・地域交通戦略推進事業

- ・シェアサイクル設備を支援対象に追加
- ・軌道緑化の整備について支援を明確化
- ・まちなかウォーカブル区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設の整備について国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）

まちなか公共空間等活用支援事業

- ・ベンチの設置等(カフェ等も併せて整備)を行う都市再生推進法人への低利貸付による支援を推進



2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

(3) ゆとりある駅まち空間の再構築

都市・地域交通戦略推進事業 補助 **9.0億円(1.30倍)**
社総交 **6,311億円の内数**

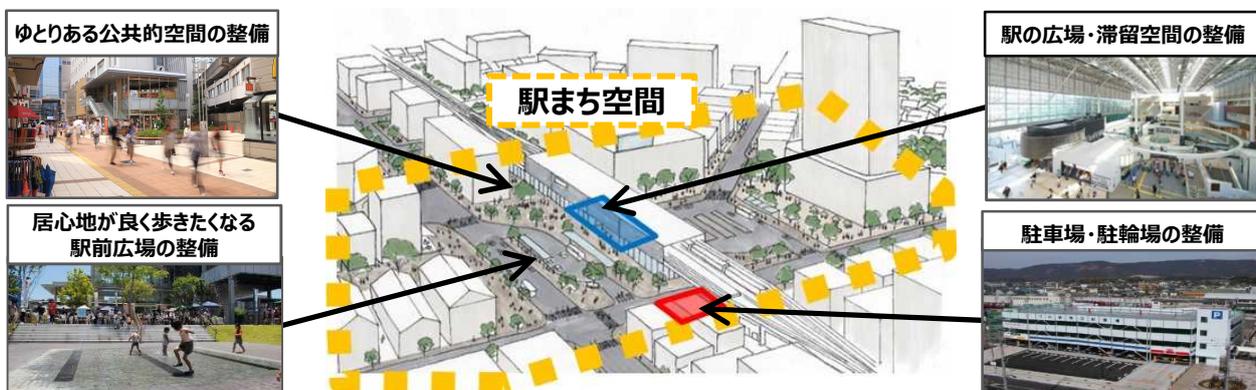
※令和2年度第3次補正予算 都市・地域交通戦略推進事業 社総交 1,157億円の内数

まちの中心となる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携による、利便性・快適性・安全性の高いゆとりのある一体的な空間への再構築を行うための整備等に対する支援を実施する。

都市・地域交通戦略推進事業

○ 駅まち空間整備の推進

任意協議会による案件形成段階からの計画策定や、駅まち空間の一体的整備に必要な施設を支援対象に追加するとともに、まちなかウォーカブル区域等における施設整備を重点的に支援



① 補助対象事業者の追加

現行

- ・法定協議会
- ・都市再生推進法人 等



拡充

- ・任意協議会※（計画策定支援に限る）

※地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者等で構成される法定化を見据えた協議会

② 交通ターミナル戦略※策定時における支援対象事業の追加

※ 拠点駅及びその周辺において地域の関係者が施設整備等を進めるために策定する計画

現行

- ・交通まちづくり活動推進事業
- ・バリアフリー交通施設の整備
- ・案内標識の整備 等



拡充

- ・公共的空間の整備
- ・駐車場・駐輪場の整備
- ・駅の広場・滞留空間の整備

③ 交通ターミナル戦略策定時における国費率の嵩上げ

まちなかウォーカブル区域又は都市再生緊急整備地域において法定協議会が行う事業について、**国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）**

○ 踏切対策の推進

踏切対策による安全性向上を図るため、踏切道改良促進法に基づく地方踏切道改良協議会における協議を経て作成された踏切道改良計画に位置づけられた事業を支援

① 補助対象事業者の追加

踏切道改良促進法に基づく地方踏切道改良協議会を補助対象に追加

② 整備地区の追加

踏切道改良計画に位置づけられた踏切道の改良を行う区域を整備地区に追加

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

(4) 公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実

国営公園等事業 直轄 **238.9億円(1.00倍)**
 都市公園・緑地等事業 社総交 **6,311億円の内数**
 防交 **8,540億円の内数**
 ※令和2年度第3次補正予算 国営公園等事業 直轄 25.3億円
 都市公園・緑地等事業 社総交 1,157億円の内数

都市生活にゆとりや潤いをもたらす公園等のオープンスペースは、良好な住環境・ビジネス環境の形成に不可欠であり、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、貴重な屋外空間として価値が再認識された。

このため、公園、広場、緑地等のオープンスペースの充実を図るとともに、柔軟かつ多様な活用を推進する。

オープンスペースの充実と安全・安心な利用の確保

- まちなかの交流・滞在空間や健康づくり、憩いの場となる公園等のオープンスペースをネットワーク化し、ゆとりのある屋外空間として一体的に活用するため、既存の事業によりオープンスペースの充実を図るとともに、都市公園における感染症対策を集中的に支援する。

<イメージ>



※統合河川環境整備事業やまちなかウォーカブル推進事業等と連携

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 (拡充)

- 都市公園における感染症対策を交付対象事業に追加（令和7年度まで）

<対策の例>

- ・ 接触機会の少ない手洗場の整備
- ・ トイレのタッチレス化
- ・ ソーシャルディスタンスを確保できる空間の整備
- ・ デジタル技術による混雑把握 等

接触機会の少ない手洗い場 (イメージ)

デジタル技術による混雑把握 (イメージ)



Wi-Fiセンシング

画像解析

市民緑地等整備事業

- 認定市民緑地※における園路等の整備の支援対象に都市再生推進法人を追加。
※民間主体が市区町村長による計画の認定を受けて空き地等を緑地として設置管理するもの

自然環境や歴史文化を活かした国営公園等の整備・活用

- 国営公園等において、地域活性化等の一層の推進や増大したオープンスペースの需要への対応を図るため、魅力的な自然環境や我が国固有の優れた歴史文化資産等を活かした整備・活用を推進。

国営武蔵丘陵森林公園 (埼玉県)



サイクリング等屋外活動の場として利活用

明治記念大磯邸園 (神奈川県)



旧大隈別邸・陸奥別邸跡の庭園部を一部公開

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出

(5) コンパクトでゆとりある再開発の推進

市街地再開発事業等 社総交 **6,311**億円の内数
防交 **8,540**億円の内数

※令和2年度第3次補正予算 都市構造再編集集中支援事業 補助 8.4億円

防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 75.0億円

市街地再開発事業等 社総交 1,157億円の内数等

市街地再開発事業等において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成やエリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力の向上、都市の防災性の向上等に資する広場等の整備や、地域の実情にあったコンパクトな事業を推進する。

市街地再開発事業等

◆ 広場と一体となった再開発の推進

- 「まちの過密」を解消し歩行者・滞在者に憩いをもたらす広場等の空間が十分でないことや、まちなかの持続的な魅力向上の観点から、エリアマネジメント等に幅広く柔軟に活用できる空間資源としての広場等のニーズが高まっている。
- 建て詰まったまちなかにおいては、広場等は過密低減のためのオープンスペースとなり、災害時や感染症拡大時等の避難場所・支援拠点等として、都市の防災性の向上等にも貢献。



現行補助対象の地区計画に定められている等一定の要件を満たす広場等に加え、

まちなかウォークアブル区域等で実施される市街地再開発事業等において整備される広場等を補助対象に追加。

【主な要件】

まちなかウォークアブル区域又は立地適正化計画に定められた防災指針に基づく取組が行われる区域内の市街地再開発事業等において整備される、概ね1,000㎡以上の広場等



<イメージ> 広場と一体となった再開発

◆ コンパクトな再開発の推進

- 老朽化・陳腐化が進むまちなかの再生にあたって市街地再開発事業等を実施する際、事業成立性向上の観点から大きな保留床が生まれる場合がある。



地域の実情にあった一定規模以下のコンパクトな市街地再開発事業等について、土地整備費及び共同施設整備費の補助率を嵩上げ(1/3⇒1/2)。

【主な要件】

- ・従後建物の容積率が、「従前建物の容積率+150%以下」かつ「600%以下」
- ・都市部（東京23区および政令指定都市）以外



<イメージ> コンパクト型再開発

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出

(6) 職住近接・一体の生活圏の形成等

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**
 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 **20.0億円(1.05倍)**
 都市再生整備計画事業 社総交 **6,311億円の内数**

※令和2年度第3次補正予算 都市構造再編集中支援事業 補助 12.7億円
 都市再生整備計画事業 社総交 1,157億円の内数

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新たな働き方・住まい方に対応するため、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を前提とした職住近接・一体の生活圏の形成が必要である。

このため、大都市の職住近接拠点や地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点整備や、職住近接を支える生活関連施設（社会福祉施設及び子育て支援施設）の小規模分散立地等を推進する。

都市構造再編集中支援事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業

- 大都市の職住近接拠点や地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援対象に追加。
 【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

都市構造再編集中支援事業

補助対象事業（高次都市施設）

- 地域交流センター
- 観光交流センター 等



○テレワーク拠点施設
 (コワーキングスペース等)

防災・省エネまちづくり緊急促進事業

事業要件（選択要件）

- 防災対策（雨水対策、帰宅困難者支援等）
- 環境対策（環境緑化対策等）
- 子育て対策（遮音性向上等）
- 生産性向上（BIMの導入）



○働き方対策
 (コワーキングスペース等テレワーク拠点の整備)



- 「まちなかウォークアブル区域」に新しい働き方等への対応に必要な社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合、都市構造再編集中支援事業における誘導施設整備の地区面積要件「300m²以上」及び支援要件「同種施設1都市1施設まで」を撤廃。

都市再生整備計画事業

- ① 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）に「ワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）」を追加。【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】
- ② 令和2年度に制度化された「文化観光推進法の規定に基づく地域計画※」関連の区域が観光等地域資源活用計画関連まちづくりの施行地区であることを明確化。
 ※文化観光推進法（令和2年5月施行）の規定に基づく、文化観光拠点施設（博物館、美術館、社寺、城郭等）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画。
- ③ 歴史的風致維持向上計画関連のまちづくりに対する国費率の高上げ措置（40%⇒45%）を令和7年度まで延長。

2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出

(7) 柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりの推進

官民連携まちなか再生推進事業 補助 5.1億円(1.02倍)

まちづくりファンド支援事業 補助 4.5億円(1.08倍)

テレワークによる地域活性化等効果検証調査 調査 0.1億円(皆増)

※令和2年度第3次補正予算 まちづくりファンド支援事業 補助 15.0億円

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、場所にとられない働き方が定着しつつある中、豊かで暮らしやすい「新たな日常」を実現するため、コワーキング施設やオープンスペース等を整備し、職住が近接・一体となった柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりを推進する。

官民連携まちなか再生推進事業

- 官民の多様な関係者の連携のもと、都市の魅力向上させ、官民の人材が参画するエリアプラットフォームによるまちづくりビジョンの策定やビジョン実現に向けた取組を支援。

(支援期間：最大2年間⇒最大3年間)

- ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等において**新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備**を支援対象に追加。



(支援対象イメージ) 官民のまちづくりビジョンに基づいた新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設

まちづくりファンド支援事業

■ 老朽ストック活用リノベーション等推進型

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用した**テレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備**に対して金融支援を行うファンドを創設。

【令和2年度第3次補正予算より制度創設】



(支援対象イメージ) 建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース

■ マネジメント型

- 地域の資金と資源を活用しながら地域の活性化を図るため、地域金融機関と連携し、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進める取組を支援。
- リノベーション等の効果を一層高めるため、支払い対価を成果に連動させる**ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)手法を導入した民間まちづくり事業**への支援を充実。



(支援対象イメージ) 空き店舗をリノベーションした飲食店で開催される、商店街再生を目的とした新規店舗の立地促進という成果指標を達成するためのワークショップ

テレワークによる地域活性化等効果検証調査

ポストコロナにおける就業者の実態等を調査・分析し、テレワークの普及・定着による、地域活性化・環境負荷の低減等を検証するとともに、より公共的価値を高めるテレワーク環境のあり方を検討。

3. スマートシティの社会実装の加速

(1) スマートシティモデルプロジェクトの深化

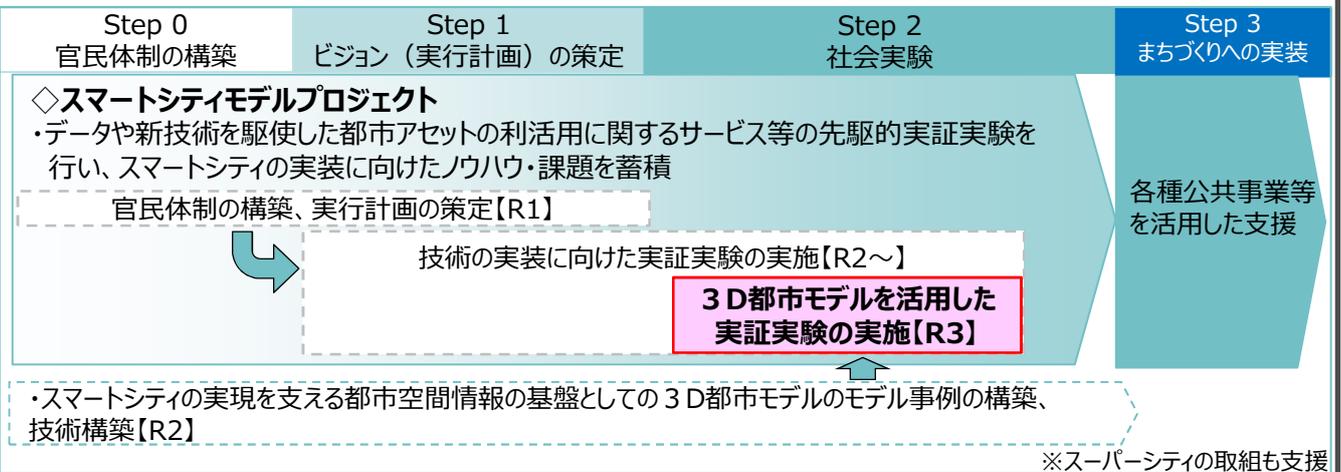
スマートシティ実証調査 調査 **2.2億円(1.10倍)**

※令和2年度第3次補正予算 スマートシティ実証調査 調査 3.0億円

スマートシティモデルプロジェクトをより深化させるため、先駆的な取組を行うプロジェクトの貫徹に向けた継続的な支援に加え、「3D都市モデル」を活用した新たなプロジェクトを創出することにより、「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を強力に推進する。

スマートシティモデルプロジェクトの取組

■ まちづくりへの実装に向けたロードマップ



■ 支援イメージ

都市空間（センシング）とサイバー空間（3D都市モデル）の両方を高度に活用した実証実験を実施



センシング技術・3D都市モデルの高度活用により、「新たな日常」の実現等に向けた都市の課題解決にも対応できる先駆的な全国展開モデルを創出し、社会実装

■ スマートシティ実行計画の事例（スマートウェルネス協議会：札幌市）

健康寿命が全国平均を下回り、政令市の中でも下位に位置している現状に対し、市民参加型のスマートシティにより健康と賑わいの向上を目指す。



3. スマートシティの社会実装の加速

(2) まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進

まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査 調査 0.6億円(2.40倍)

スマートシティの社会実装を全国で推進するとともに、地方公共団体等が保有する都市空間情報の高度化を図ることにより、関連する多種多様なデータとの連携・活用が可能な3D都市モデルの構築を推進する。これにより、密の回避など「新たな日常」の実現に向けた都市の課題解決に関する取組を推進する。

スマートシティの全国展開の推進

官民連携プラットフォームを活用したマッチング支援のほか、これまでのスマートシティモデル事業で得られた知見の共有・展開（好事例の要因分析やガイドブックのバージョンアップ）等を通じて、スマートシティの全国展開を強力に推進する。



3D都市モデルの構築・利活用の促進

スマートシティの実現を支える3D都市モデルの構築・利活用の促進による都市空間情報の高度化を図るため、

- 都市計画基本図・都市計画基礎調査等を活用した3D都市モデルの構築の効率化・高度化
- 多種多様なデータを活用したシミュレーション・モニタリングによるスマート・プランニング手法の検討
- 民間事業者と連携した3D都市モデルのユースケースの構築

等に取り組む。



4. 都市の国際競争力の強化

(1) 経済成長を牽引する都市の基盤整備の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 **128.2億円(1.01倍)**

※令和2年度第3次補正予算 国際競争拠点都市整備事業 補助 3.0億円

都市の中核拠点において、民間投資の誘発や国際的な人材の誘致を図り、都市の国際競争力を強化するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてニーズが高まっているゆとりある空間の確保など、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業の都市基盤整備を重点的かつ集中的に推進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

支援内容

- ① 道路の新設又は改築
- ② 鉄道施設の建設又は改良
- ③ バスターミナルの整備
- ④ 鉄道駅周辺施設の整備
- ⑤ 市街地再開発事業
- ⑥ 土地区画整理事業
- ⑦ BRTの整備
- ⑧ ①～⑦と一体的に整備する
情報化基盤施設の整備

対象地域

特定都市再生緊急整備地域

対象者

地方公共団体、都市再生機構、
法律に基づく協議会

補助率

- 市街地再開発事業 1 / 3
- 市街地再開発事業以外 1 / 2

〈整備例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（うめきた地区）



大規模低未利用地（貨物駅跡地）において、道路、公園、広場、交通結節機能等の都市基盤を整備することで、民間事業者による都市開発事業を促進



※提案時点（平成30年5月）のイメージパースであり、今後変更の可能性ある。（提供：うめきた2期地区開発事業者）

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

4. 都市の国際競争力の強化

(2) 優良な民間都市開発事業の推進

メゾン支援事業 政府保証 **450.0億円(1.13倍)**

※令和2年度第3次補正予算 メゾン支援事業 政府保証 20.0億円

都市の国際競争力の強化や地域の核となるビジネス・生活拠点の形成のため、金融支援・税制支援・財政支援等を講じて都市の再生を強力に推進する。

また、グリーン・オープンスペースやゆとりあるオフィス空間の充実を図ることで、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として顕在化した「まちの過密」の課題にも対応する。

事業概要

◆ 国土交通大臣認定制度

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対して、金融・税制支援を行うことにより、民間の都市開発事業を推進する。

メゾン支援

優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、（一財）民間都市開発推進機構が、融資と出資の間に位置し、一般に調達が難しいとされる「ミドルリスク資金」であるメゾン資金を長期安定的に供給する。（貸付・社債取得）

税制支援

優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に係る法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置等の特例措置を行う。

都市の過密を解消し、海外からも選ばれる
ゆとりあるオフィス・居住空間を形成



一人当たりオフィス床面積平均

(東京) 3.48坪/人 (全国) 3.66坪/人

(外資企業) 5.0坪/人



Copyright © 2017 Nacasa & Partners Inc. all rights reserved.

地方において、地域の核となる魅力ある
ビジネス・生活拠点を形成



< 支援事例 >



赤坂インターシティAIR
(東京都港区)

ゆとりあるオフィス空間や外国語対応の医療施設により、外資系企業等呼び込み国際競争力を強化



虎ノ門ヒルズ ステーションタワー
(東京都港区)

本事業の広場約3,500㎡と虎ノ門ヒルズの広場約6,000㎡（既設）を合わせ約1haのゆとりある広場空間を創出



天神ビジネスセンター
(福岡県福岡市)

地方部の支援により九州・アジア新時代の交流拠点の形成を促進

5. 都市分野の海外展開の推進

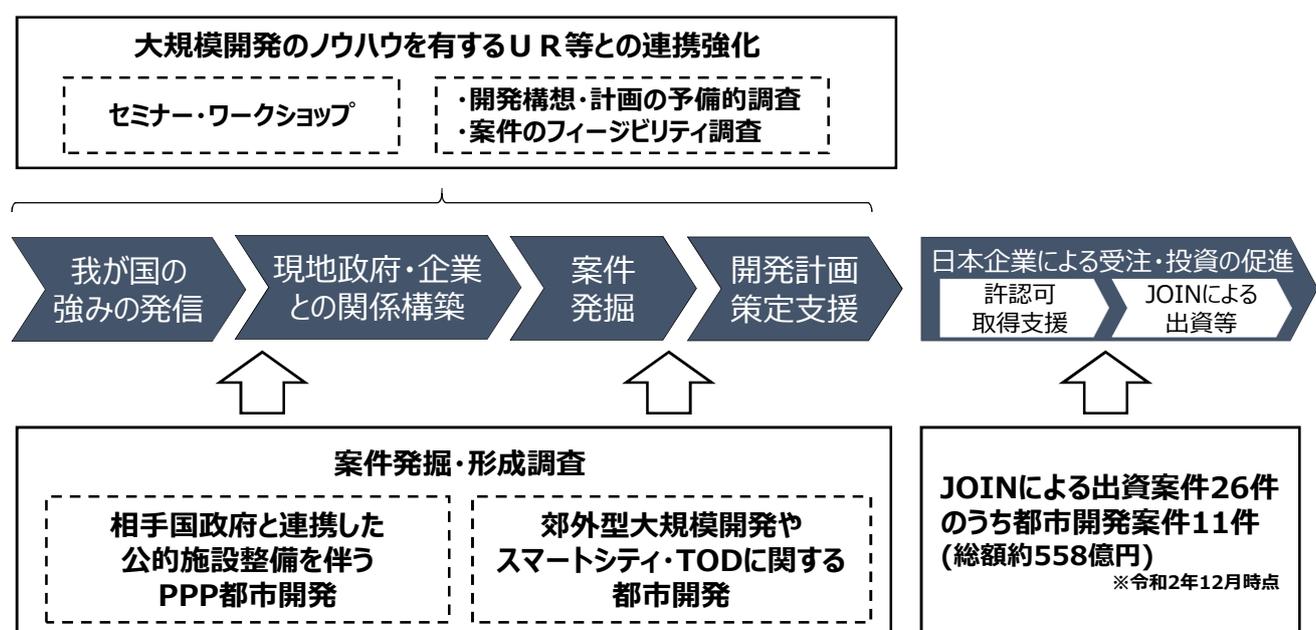
(1) 都市開発の海外展開の推進

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.7億円(1.08倍)**
 都市開発の海外展開に向けた調査 調査 **1.5億円(1.00倍)**

政府の「インフラシステム輸出戦略」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、大規模開発に関するノウハウを有するUR（都市再生機構）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進する。

また、スマートシティ、公共交通指向型都市開発(TOD)等の日本の強みを活かした案件に対応することで、日本企業による都市開発プロジェクト受注を加速化する。

取組イメージ



URが支援するスマートシティ開発
 (タイ バンスー駅周辺都市開発 イメージ図)
 ※JICA調査報告書より



日本企業が参画した郊外型大規模都市開発
 (ベトナム グランドパークプロジェクト 全景イメージ)

5. 都市分野の海外展開の推進

(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の促進

アルメーレ国際園芸博覧会出展調査 調査 **0.1億円(皆増)**
横浜国際園芸博覧会検討調査 調査 **0.4億円(皆増)**
海外日本庭園保全再生方策検討調査 調査 **0.4億円(0.85倍)**

2022年のアルメーレ国際園芸博覧会に日本国出展するために必要な調査を実施するとともに、2027年に横浜での開催を予定している国際園芸博覧会について、博覧会国際事務局（BIE）認定に向けた協議に必要な検討等を行う。

また、適切な維持管理が行われていない海外の日本庭園について、日本から造園技術者を派遣し修復支援することで、造園緑化技術や文化の海外展開を促進する。

アルメーレ国際園芸博覧会への出展

2022年にオランダで開催予定のアルメーレ国際園芸博覧会において、農林水産省と連携した日本国出展を通じ、日本の造園緑化技術・文化の対外発信及び海外展開の方策を検討する。また、2027年3～9月に開催予定である横浜国際園芸博覧会のPRにもつなげる。

【名称】Floriade Expo 2022
【テーマ】Growing Green Cities
【開催期間】2022年4月14日～10月9日



横浜国際園芸博覧会のBIE認定に向けた検討

2027年に横浜市で開催を予定している国際園芸博覧会については、国際園芸家協会（AIPH）からの開催承認に加え、博覧会国際事務局（BIE）による認定を得る必要があるため、それに必要な実施内容の詳細検討等を行う。

【テーマ】幸せを創る明日の風景
【開催期間】2027年3月～9月
【開催場所】旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区、旭区）



海外日本庭園再生プロジェクト

荒廃した海外日本庭園の修復支援による、対日理解の促進、造園緑化技術や文化の対外発信等を目的として、平成29年度からプロジェクトを開始。

令和元年度までに15箇所日本庭園修復を実施し、日本側の体制が確立されたことから、修復支援のより効率的な実施を図る。

6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

(1) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 **41.0億円の**内数

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、令和4年の本体工事着工、令和8年の復元に向けた取組を進める。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

令和3年度は、令和4年の首里城正殿の本体工事着工に向けて、技術的検討をさらに進めるとともに、木材の調達等を実施する。

復元に向けた技術的な検討等

- 沖縄総合事務局に設置した「首里城復元に向けた技術検討委員会」において技術的な検討を進めるとともに、正殿の復元に向けた設計等を実施。



首里城復元に向けた技術検討委員会

木材の調達等

- 令和4年からの正殿復元に使用する大径材の調達を実施。
- 調達した木材を保管するための木材倉庫を整備。



木材倉庫（前回復元時）

防災・防火設備整備

- 「首里城復元に向けた技術検討委員会」での検討を踏まえ、正殿の本体工事前に整備すべき防災・防火設備（連結送水管の一部等）を整備。



連結送水管（配管理設イメージ）

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組を進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

(2) 自然災害からの復旧・復興

都市災害復旧事業 補助 **1.5億円(1.00倍)**
国営追悼・祈念施設整備事業 直轄 **3.2億円(0.22倍)**
復興事前準備主流化検討調査 調査 **0.1億円(皆増)** 等

※令和2年度第3次補正予算 都市災害復旧事業 補助 61.6億円

宅地耐震化推進事業、都市防災総合推進事業 防交安 4,246億円の内数

近年の様々な大規模災害からの復旧・復興を着実に推進する。また、東日本大震災の被災地に対しては、追悼と鎮魂等の場の整備等により、引き続き復興を支援する。

さらに、これまで蓄積した知見を踏まえ、復興事前準備の取組を含め、災害に強いまちづくりを推進する。

自然災害からの復旧・復興にかかる対応

① 近年の主な大規模災害からの復旧・復興への支援

平成28年4月熊本地震



熊本城天守閣の復旧状況
(熊本県熊本市)

- ・令和3年4月26日より、熊本城天守閣内部を公開開始予定
- ・熊本市内で引き続き、液状化対策工事を実施
- ・益城町中心部では、土地区画整理事業等によるまちの復興を支援

平成30年9月北海道胆振東部地震



宅地の復旧の様子
(札幌市清田区里塚)

- ・宅地の耐震化について令和3年度は、3市町で実施予定
- ・札幌市里塚地区及び安平町では、令和2年度中の復旧完了に向け、工事を実施

令和元年東日本台風



宅地の土砂堆積状況
(宮城県丸森町)

- ・宅地の堆積土砂を撤去
- ・早期復興のため、復興まちづくり計画策定を支援
- ・防災力向上のため、避難場所の整備等を支援

令和2年7月豪雨



がれき混じり土砂の堆積状況
(熊本県人吉市)

- ・宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂等の迅速な撤去を、環境省等と連携し実施

大規模災害の被災地における早期の復旧・復興の着実な推進

② 東日本大震災の復興まちづくりへの支援

○ 被災市街地における復興まちづくり

- ・地震津波被災地域のまちづくりの基盤となる宅地造成は、令和2年度完了予定
- ・福島県の避難解除区域等において、引き続き生活拠点等の整備を促進



大川原地区 (福島県大熊町)

○ 国営追悼・祈念施設

- ・福島県に設置する施設については、引き続き整備を推進するとともに、令和2年度中に一部利用開始予定
- ・岩手県、宮城県に設置する施設については、令和2年度末を目途に整備完了し、維持管理を開始予定



イメージパース
(福島県双葉郡浪江町)

③ 復興事前準備の推進

被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを行うため、平時における「復興事前準備」を主流化する方策を検討し、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」を活用してノウハウを共有することで地方公共団体の取組を支援。

V. 令和3年度 都市局関係 税制改正概要（主な項目）

都市の競争力・魅力の向上

○都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

都市の魅力向上による国際競争力の強化・地域経済の活性化のため、大規模で優良な民間都市開発プロジェクトにより取得する建築物等に対し、特例を措置

【所得税・法人税】5年間 割増償却 25/100(50/100)

【登録免許税】建物所有権保存登記(本則0.4%) 0.35%(0.2%)

【不動産取得税】課税標準の一定割合を控除 1/5(1/2)*

【固定資産税・都市計画税】5年間 課税標準を一定割合に軽減 3/5(1/2)*

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合 ()内は特定地域の場合

○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

都市にゆとりやうるおいをもたらす緑とオープンスペースの充実を図るため、緑地保全・緑化推進法人が整備・公開した認定市民緑地に対し、特例を措置

【固定資産税・都市計画税】3年間課税標準を一定割合に軽減 2/3*

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

多様な規模・機能の研究施設の立地を促進し、新産業創出等により国民経済の活性化を図るため、関西文化学術研究都市に整備される研究施設に対し、特例を措置

【法人税】特別償却* 建物及び附属設備6/100 機械及び装置12/100

※資産取得初年度に、普通償却に加え一定の割合を上乗せして償却可能

安全なまちづくりの推進

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設

頻発化・激甚化する災害に対し都市の安全を確保するため、災害ハザードエリアから安全な区域への移転に伴い取得する土地建物に対し、特例を措置

【登録免許税】所有権移転1.0%(本則2.0%)

地上権・賃借権設定0.5%(本則1.0%)

【不動産取得税】課税標準の1/5を控除

市街地再開発の推進

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る特例措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、再開発事業により従前の権利者が取得する権利床に対し、特例を措置

【固定資産税】5年間減額 居住用1/3

非居住用(第一種市街地再開発)3/4

非居住用(第二種市街地再開発)2/3

